

子どもの権利委員会 条約締約国と会合

2018/02/01

国連人権高等弁務官事務所

子どもの権利委員会は条約締約国と会合した。討議では、移住労働者権利委員会と共同の二つの一般的意見、子どもの人権擁護活動家に関する一般討議、自由を剥奪された子どもの状況に関するグローバル・スタディ、簡素化された報告手続、子どもの問題への予算割当て、委員会の最終見解の新たな構成、少年司法における子どもの権利に関する一般的意見 10 号の改定などが取り上げられた。委員長は、選択議定書の批准が少ないこと、条約・選択議定書の実施に関する定期報告書の提出率が低いこと、各国の定期報告書に持続可能な開発目標への言及がないことに懸念を示し、各国に対して簡素化された報告手続を用いるよう求めた。日本代表も発言し、子どもの権利は、貧困・失業・暴力などに関する持続可能な開発目標の実現の重要部分であると強調し、委員会に対して、定期報告の事前質問リストに持続可能な開発目標に関する質問を含めるよう求めた。

強制・非自発的失踪作業部会開催の予定

2018/02/01

国連人権高等弁務官事務所

強制・非自発的失踪作業部会第 114 会期が 2 月 5～9 日に開催される。この会期では、47 カ国に関わる 800 件以上の失踪ケースが討議される。作業部会はまた、失踪者の家族、様々な国の政府、市民社会代表その他の関係者と面談し、個別のケースや強制失踪の実情について意見交換を行う予定である。さらに、内部事項や今年度の各国訪問などの活動予定についても話し合い、強制失踪宣言の実施の障害に関して受理した申立ての検討も行う予定である。作業部会は 5 人の独立の人権専門家から成り、会合は非公開で行われる。強制・非自発的作業部会は 1980 年に旧人権委員会によって設立された。失踪者の安否と所在を確かめる家族を支援し、家族と関係政府との連絡の窓口となり、失踪者の所在確認のための捜査が行われるよう努めている。

子どもの権利委員会第 77 会期閉幕

2018/02/02

国連人権高等弁務官事務所

子どもの権利委員会第 77 会期が閉幕した。今会期では、グアテマラ、マーシャル諸島、パラオ、パナマ、セーシェル、ソロモン諸島、スペイン、スリランカの報告書の審査が行われた。そのうち 3 カ国の審査は、フィジーのユニセフ地域事務所をつなぐテレビ会議で行われた。会期中にはまた、個人通報に関する選択議定書に基づき 3 件の通報が審理され、1 件は条約違反、1 件は受理不可能、1 件は審理不継続となった。閉会の言葉を述べた委員長は、現時点の子どもの権利条約の締約国は 196 カ国、武力紛争への子どもの関与に関する選択議定書の締約国は 167 カ国、子どもの売買・買売春・ポルノに関する選択議定書の締約国は 174 カ国であることに言及した。第 78 会期は 5 月 14 日～6 月 1 日に開催され、アルジェリア、アンゴラ、アルゼンチン、レソト、モンテネグロ、ノルウェー、ロシアの報告書が審査される予定である。

障害者権利委員会開催の予定

2018/02/07

国連人権高等弁務官事務所

障害者権利委員会が2月14日～3月9日に開催される。この会期では、ハイチ、ネパール、オマーン、ロシア、セーシェル、スロバニア、スーダンの報告書の審査が行われる。委員会はこれらの国々の代表と討議し、障害者団体、NGO、国内人権機関から意見を聞き、3月12日に各国の報告書に対する最終見解を公表する予定である。障害者権利条約の締約国は上記の国を含む175カ国であるが、条約締約国は定期報告書を委員会に提出しなければならない。条約は障害を医療・慈善・依存の問題として捉えず、人権問題であると認めるよう世界中の人々に求めるものである。建物・道路・輸送機関の物理的利用、文書や電子通信による情報の利用など、障害が生じうる多くの分野がカバーされている。条約はまた、障害者が教育・雇用・保健その他のサービスから排除される原因である偏見・差別の削減も目指すものである。

障害者権利委員会第 19 会期開幕

2018/02/14

国連人権高等弁務官事務所

障害者権利委員会第 19 会期が開幕した。今会期では、ハイチ、ネパール、オマーン、スーダン、スロベニア、セーシェル、ロシアがとった障害者権利条約の実施措置が審査される。開会の挨拶で人権高等弁務官事務所の代表は、今年は障害者権利条約発効 10 周年にあたること、「2030 持続可能な開発アジェンダ」では開発は障害者を含めてすべての人々がアクセスでき包摂的でなければならないとされていること、差別、偏見、経済的排除、貧困、法的能力の欠如、長期間の収容、意思決定への参加の不足の問題に取り組む努力が一層必要であることなどに言及した。委員長は、人権理事会が精神的健康に関する決議を採択し、WHO が精神的健康と社会的ケア施設に関する取組みを開始したことを歓迎した。委員会事務局の代表は、障害者権利条約の締約国はリビアの批准により 176 カ国になったことなどを報告した。住居、健康、高齢者に関する人権専門家の声明も読み上げられた。

アフリカ諸国が障害者に関する議定書を採択

2018/02/15

国連人権高等弁務官事務所

アフリカ連合は1月29日、エチオピア・アディスアベバで開催された総会で、障害者に関する議定書を採択した。この議定書は、1999年に制定された「アフリカ障害者の10年」以降のプロセスの集大成であり、法的能力の享有、法的能力に対する妨害の排除を規定するなど、障害者権利条約に基礎を置くものである。障害者の権利に関する特別報告者は、議定書はアフリカの障害者の生活を大きく改善するものであり、貧困・制度的差別・有害な慣行など障害者に大きな悪影響をもたらしている緊急の問題に対処していると評価した。また、国家の人権義務の履行の責任と促進を明確に規定しており、法律・政策・予算に障害者に関する事項が含まれる契機になると期待を表明した。さらに、アフリカ人権憲章の締約国53カ国すべてが遅滞なく議定書を批准するよう促し、アフリカ諸国には障害者権利条約に従って障害者の権利を保護・促進する責任があると述べた。

人権理事会諮問委員会開催の予定

2018/02/15

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会諮問委員会第 20 会期が 2 月 19～23 日に開催される。この会期では、障害者の観点の組入れ、人権享受への開発の寄与、テロが人権にもたらす影響、ハゲタカファンドの活動と人権への影響、不正資金の未返納、人権の促進・保護に関する地域協定、「持続可能な開発目標」の枠組みにおける国内政策と人権について討議が行われる。人権理事会諮問委員会は 2008 年に人権理事会の決議に従って設置された。人権理事会のシンクタンクとして、理事会の要請に従って、人権の促進・保護に関するテーマについて研究や調査に基づいた助言を提供することを任務とする。また、各国政府、国内人権機関、NGO、市民社会団体とも交流する。18 人の独立の専門家(アフリカ：5 人、アジア：5 人、中南米：3 人、西欧その他：3 人、東欧：2 人)から成る。日本の小畑郁さんも 2019 年までの任期で委員を務めている。

女性差別撤廃委員会第 69 会期開幕

2018/02/19

国連人権高等弁務官事務所

女性差別撤廃委員会第 69 会期が開幕した。3 月 9 日まで開催される今会期では、マレーシア、チリ、韓国、フィジー、サウジアラビア、スリナム、ルクセンブルク、マーシャル諸島の報告書が審査される。開会の挨拶を行った人権高等弁務官事務所の代表は、委員会のミャンマーに対する 2016 年の最終見解でロヒンギヤの状況が取り上げられていたことを例に挙げ、条約機関は暴力や紛争につながる人権侵害を早い段階から警告していると述べた。また、第 72 回国連総会が昨年 12 月に人権高等弁務官事務所と条約機関の予算増額に関して否定的な決定を行ったことを報告した。これについて委員は人権高等弁務官事務所に対して、国連総会に決定の再検討を促してもらいたいと述べた。委員長は、女性差別撤廃条約と選択議定書の締約国はそれぞれ 189 カ国、109 カ国と変わらず、委員会の会合期間に関する条約 20 条 1 項改正の受諾国は、モナコの受諾により 72 カ国になったと報告した。

人権理事会開催の予定

2018/02/21

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会第37会期が2月26日～3月23日に開催される。この会期の冒頭のハイレベル・セグメントでは、およそ100の政府、国際・地域機関の高官が人権問題、国内・国際的な関心事について発言する。会期中には、シリア、ブルンジ、南スーダン、ミャンマーの人権状況が討議される。また、世界人権宣言70周年とウィーン宣言・行動計画25周年を記念するハイレベル・パネル、普遍的定期審査の勧告の実施に関するハイレベル・パネルも行われ、ジェノサイド・戦争犯罪・民族浄化・人道に対する罪などの重大な人権侵害・人道法違反の防止への移行期の司法の寄与に関する共同研究が討議される。さらに、暴力・武力紛争における子どもの権利も取り上げられ、人道的状況における子どもの権利の保護に関する討議、障害者の人権に関する討議なども予定されている。日本を含む14カ国の普遍的定期審査の最終文書も討議・採択される予定である。

EUに移住者の子どもの抑留の禁止を求める声明

2018/02/21

国連人権高等弁務官事務所

移住・亡命に関するEUの会合が開催されるのを前に、子どもの権利委員会委員長が声明を發した。内容は以下のとおり。現在のEU法は、子どもの最善の利益となるならば、最終手段として移住者・亡命希望者の子どもの抑留を認めている。しかし、行方不明や搾取から子どもを守るために抑留は必要だとする主張は間違っている。同伴者がいなかったり、在留資格がなかったとしても、抑留することは決して子どもの最善の利益とはならず、子どもの権利侵害になる。この原則に例外はない。EU加盟国すべてが子どもの権利条約を批准しており、EU法に国際義務違反を許すようなことを規定してはならない。子どもを真に保護するために、EUと加盟国は資金を抑留施設に当てるのではなく、子どもと家族がコミュニティで生活できるようにするなど、拘束以外の人権に基づいた対応策に向けるべきである。EUはこうした取組みへの支援を一層強化し、抑留を法と政策で禁止すべきである。

障害者権利委員会 国内人権機関世界連合と共同宣言

2018/02/23

国連人権高等弁務官事務所

障害者権利委員会は、障害者権利条約 19 条の実施などについて、国内人権機関世界連合 (Global Alliance of National Human Rights Institutions) と意見交換し、共同宣言を採択した。共同宣言では、締約国に対して国内レベルで独立の監視枠組を設け、監視枠組において国内人権機関の地位と障害者・障害者団体の参加を認めるよう要請している。また、19 条の実施を監視し、条約 31 条と「持続可能な開発目標」目標 17 に従って統計収集強化を提唱するためのフォローアップ・グループの設置を定めている。国内人権機関世界連合議長は、条約 19 条は障害者団体の参加のための重要な規定であり、障害者の社会への完全・効果的な参加は、自立した生活の権利の基礎の一つであると述べた。また、障害者の状況に関する統計・情報が欠如しているならば、法的措置が障害者に対する政府の人権義務に対応していないことになる述べた。

人権理事会諮問委員会第 20 会期閉幕

2018/02/23

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会諮問委員会第 20 会期が閉幕した。今会期では、ハゲタカファンドの活動と人権への影響に関する最終報告書の提出を人権理事会第 41 会期に延期すること、テロの人権への影響に関する最終報告書の提出を人権理事会第 42 会期に延期することを、それぞれ理事会に勧告することが決定された。また、不正資金の未返還の悪影響に関する調査概要を諮問委員会第 22 会期に提出すること、人権の促進・保護に関する地域協定に関する最終報告書を諮問委員会第 21 会期に提出すること、「持続可能な開発目標」の枠内での国内政策と人権に関する中間報告書を諮問委員会第 21 会期に提出することを、各起草グループに要請することも決定された。さらに、人権享有への開発の寄与に関する質問票を各国政府、国際・地域機関その他の関係者に再送付し、中間報告書を諮問委員会第 21 会期に提出するよう起草グループに要請することとなった。第 21 会期は 8 月 6～10 日に開催の予定である。

人権理事会第 37 会期開幕

2018/02/26

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会第 37 会期が開幕した。人権理事会議長は、ハイレベル・セグメントには 98 名の高官が参加する予定で、そのうち 12 名が後発開発途上国・小島嶼国の高官であると述べた。グテーレス事務総長は、シリアの状況について、すべての当事者が市民と市民の生活基盤を保護する国際人権・人道法上の義務を負い、テロ根絶はこの義務に優先しないと強調した。第 72 回国連総会議長は、人権理事会は規範に関わる活動のみに重点を置くべきではなく、普遍的定期審査や独立専門家などを通じて現場での活動で具体的成果を上げていること、人権と平和のリンクなど、他の国連機関の活動強化において人権理事会が果たす役割についても検討する必要があることなどに言及した。ゼイド人権高等弁務官は、世界のあらゆる地域で抑圧が再び広まり、基本的自由が後退し、未解決の人権侵害が山積しており、世界を破壊する可能性のある紛争が生じかねないと警告を発した。

人権理事会ハイレベル・セグメント 11名の高官が発言

2018/02/26

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合でハイレベル・セグメントが始まり、11カ国(オーストリア、モザンビーク、ボスニア・ヘルツェゴビナ、オーストラリア、カタール、ノルウェー、アンゴラ、アイスランド、ウズベキスタン、ブラジル、ポルトガル)の高官が多くの国・地域の人権問題について発言した。モザンビーク大統領は、武力紛争と移住により多くの人命が失われている状況が続いていると述べた。ボスニア・ヘルツェゴビナの高官は、過激主義撲滅とテロ防止に言及した。ノルウェー外相は、国連の支柱の一つである人権に十分な注意が払われていないと述べた。ブラジル副大臣は、人権理事会は手続き・組織の問題を乗り越えて、本質である活動に集中する必要があると述べ、また、移住・難民に関するグローバル・コンパクトの最終文書に高度の人権基準が反映されるよう、現在行われている議論に貢献すべきであると主張した。

人権理事会ハイレベル・セグメント 16名の高官が発言

2018/02/26

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼のハイレベル・セグメントで、15カ国(アフガニスタン、ジョージア、南スーダン、イラク、韓国、ベネズエラ、セネガル、ハンガリー、リヒテンシュタイン、オランダ、デンマーク、エクアドル、イエメン、ネパール、アルゼンチン)と赤十字国際委員会の高官が発言した。韓国の外相は、人権理事会での確約と現地の実情は大きく乖離していることが多く、理事会を一層効率的・実効的にするよう努力を続けるべきであると述べた。セネガルの外相は、国際社会は奴隷制の再燃、女性・子どもの人身取引の蔓延、貧困の増加に立ち向かうべきであると強調した。エクアドルの大臣は、社会のあらゆる部門、特に政治的参加においてジェンダー・民族・文化の多様性の正当性を示す必要があると述べた。赤十字国際委員会総裁は、非常に多くの市民が戦闘・抑留・立退きの対象となっていると述べ、すべての政府に対して人権義務を履行し、大規模な防止措置をとるよう求めた。

人権理事会 普遍的定期審査制度に関するハイレベル・パネル

2018/02/26

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、人権の主流化に関する恒例のハイレベル・パネルが行われ、普遍的定期審査制度に照らした人権の促進・保護を中心に討議が行われた。副事務総長はビデオメッセージで、普遍的定期審査は世界人権宣言を行動に移す際に不可欠であり、確約と責任追及の基盤であり、普遍的定期審査制度は人権侵害の世界的防止計画と「2030 アジェンダ」の実現に積極的に貢献する必要があると述べた。ゼイド人権高等弁務官は、人権・持続可能な開発・平和は互いに支え合う 3 つの柱であり、人権の主流化は平和と開発の維持に不可欠であると強調した。討議では、普遍的定期審査制度の政治化に懸念が示され、普遍的定期審査では各国の人権状況が同じ条件で評価されるよう求める発言がみられた。また、普遍的定期審査のフォローアップ活動によって勧告の実施が促進され、他の人権団体の活動が推進されることになるとの指摘もあった。

恣意的抑留に関する作業部会 協議結果第 5 号を改定

2018/02/26

国連人権高等弁務官事務所

恣意的抑留に関する作業部会は 1999 年の協議結果第 5 号を改定した。改定協議結果 (Revised Deliberation No. 5) には以下が規定されている。①恣意的抑留は絶対的に禁止され、庇護希望は普遍的人権である、②移住者の不正規の入国・滞在を犯罪としてはならない、③移住者の行政上の抑留・拘禁は、正当な目的である場合に限り、例外的最終手段として最短期間でのみ許される、④自動的・強制的な抑留は恣意的とみなされ、抑留は均衡の原則に従わなければならない、⑤無期限の抑留は正当化されず、恣意的であり、最長期間は法律で定められなければならない、⑥庇護希望者、難民、無国籍者、移住者の子どもの自由の剥奪は国際法によって禁止されている、⑦移住者は抑留の合法性を裁判所に問い、違法な場合には適切な補償を得る権利を有する、⑧移住手続で抑留されている人々は、刑事手続その他の理由で抑留されている人々と同じ権利を有する、などである。

人権理事会ハイレベル・セグメント 19名の高官が発言

2018/02/27

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前のハイレベル・セグメントでは、17カ国(スロベニア、クロアチア、チェコ、スペイン、モロッコ、モルジブ、フィリピン、アゼルバイジャン、ミャンマー、ジンバブエ、南アフリカ、英国、スロバキア、メキシコ、エチオピア、アラブ首長国連邦、リトアニア)、イスラム協力機構、アフリカ連合の各高官が発言した。スロベニアの副外相は、市民社会団体の役割の重要性、平和・安全・人権のリンクに言及した。クロアチアの副大臣は、人権理事会に建設的な環境を作るためには、孤立・選別を回避し、特別な議題で一国のみを取り上げるなど、特定の問題について不公平な取り組み方をしないことが肝要であると述べた。リトアニアの副外相は、紛争や危機の影響を受けている地域で人権尊重が後退する傾向がみられるが、国々が国連の特別手続への協力を拒否することは、こうした憂慮すべき傾向の一つの兆候であると述べた。

人権理事会ハイレベル・セグメント 15名の高官が発言

2018/02/27

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼のハイレベル・セグメントでは、13カ国(赤道ギニア、レソト、マルタ、ルクセンブルク、コスタリカ、ユーゴスラビア、ウクライナ、モーリタニア、カナダ、カザフスタン、アイルランド、チリ、エストニア)、イギリス連邦、EU理事会の各高官が発言した。レソトの高官は、安定と安全が平和・人権・経済成長・開発の前提条件であると述べた。コスタリカの副大臣は、今こそ人権理事会は平和・対話・自由・正義・前進を確保するために行動すべき時であると訴え、人権理事会はあらゆる国と市民社会が交流する場であり、可視性を重視すべきであると述べた。モーリタニアの高官は、現在の武力紛争、テロ、疾病の蔓延、人の搾取に対して、国際社会の断固たる行動が必要であると述べた。アイルランドの大臣は、国連への協力を理由とする人権擁護活動家・家族への報復、エストニアの高官は、メディア規制、ジャーナリストやブロガーへの攻撃の問題を取り上げた。

人権理事会ハイレベル・セグメント 日本などの高官が発言

2018/02/27

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後のハイレベル・セグメントでは、11カ国(アルメニア、エジプト、スウェーデン、コンゴ民主共和国、ナイジェリア、イラン、アルジェリア、ドイツ、パナマ、サウジアラビア、日本)の高官、EU特別代表、列国議会同盟事務総長が発言した。日本の堀井学外務大臣政務官の発言の内容は以下のとおり。長引く紛争、大規模な難民移動などの世界の課題の解決に向けて、日本は多くの国連・国際会議に参加し、技術協力を行っている。ミャンマーに対しては、人道支援だけでなく、開発援助やラカイン州の人々の帰還の支援なども行い、同地域の法の支配と人権の確立に携わっている。北朝鮮に対しては、日本人の拉致など、重大な人権侵害を中止するよう求める。同国の人権状況に関する決議案をEUと共同で提出する予定であり、すべての国連加盟国に決議案を支援してもらいたい。慰安婦問題については、2015年に外交努力によって最終的かつ不可逆的に解決している。

人権高等弁務官事務所がさらなる資金提供を求める

2018/02/27

国連人権高等弁務官事務所

人権高等弁務官報道官が、人権高等弁務官事務所の資金について発言した。内容は以下のとおり。わが事務所は昨年、1兆4,280万ドルの寄付を受けた。これは喜ばしいニュースであったが、すべての支援要請に対応するにはまだ不足していた。2兆7,830万ドルを目標として、2018年の追加予算の呼びかけを開始したところである。今年是世界人権宣言70周年にあたり、この機に、すべての国連加盟国に対して資金提供を求めたい。現在は63カ国から資金提供を受けているが、資金基盤を拡大したい。これは我々の活動資金確保のためだけでなく、人権に対する国際支援の大きさと多様性を示すためにも必要である。わが事務所は今年、今後4年間の活動計画を公表する予定である。その目標とするところは、人権を通じて暴力を防止し、市民の活動の場を拡大し、人権の観点から多くの問題に対応するために、世界中の政府その他の関係者の支援を構築することである。

人権理事会 ハイレベル・セグメント終了

2018/02/28

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会ハイレベル・セグメントは午前の会合で終了した。この会合では、アンドラ、ロシア、モルドバ、モナコ、パレスチナ、コンゴ、ベルギー、ルーマニア、フィンランド、バーレーン、チュニジア、モンゴル、リビア、トルコ、アルバニア、タイ、パキスタン、米国、国際開発法研究所の高官が発言した。ロシアの外相は、二分化・政治化という人権理事会のあり方が変わらないことが問題であると述べた。モナコの外相は、人権理事会は人権の危機に適切に対応してきたが、世界の暴力の規模は大きく、一層努力しなければならないと述べた。ベルギーの副外相は、人権理事会は組織的な人権侵害を調査する必要がある、国際社会は国連の平和維持活動では市民のことを中心に置き、人道に対する罪の実行者を処罰しなければならないと訴えた。フィンランドの高官は、人権理事会は国連総会や安全保障理事会ともっと協力すべきであると述べた。

人権理事会 住居、対外債務を討議

2018/02/28

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の昼の会合では、適切な住居に関する特別報告者が発言した。特別報告者は人権に基づく住居戦略の 10 原則を紹介し、例えば、住居戦略は法に基づき、法的権利として住居の権利を認めなければならないこと、最も困窮している人々を優先し、平等確保を確保しなければならないこと、政府全体の包括的な取り組みを採用しなければならないこと、権利に基づく参加を確保しなければならないことを挙げた。また、2030 年までにすべての人々に住居を確保するという目標は達成できると確信していると述べた。対外債務が人権にもたらす影響に関する独立専門家も発言した。独立専門家は、経済改革計画・政策が人権に与える影響を評価するための指針の整備を取り上げ、指針整備における課題、範囲・内容・時期に関して留意すべき点を説明し、また、金融危機に対応するための構造調整と人権への影響にも言及した。

人権理事会 世界人権宣言・ウィーン宣言に関するパネル

2018/02/28

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、世界人権宣言 70 周年とウィーン宣言・行動計画 25 周年について討議するハイレベル・パネルが行われた。ゼイド人権高等弁務官は、人権理事会の任務は世界人権宣言とウィーン宣言・行動計画に根差していること、ウィーン宣言は人権の不可分性を確認し、普遍性の基本的概念をさらに一歩前進させたこと、すべての政府が人権の不可分性・相互依存・相互関連を確認したことに言及した。討議では、人権の普遍性・不可分性・相互依存・相互関連の保護が重要であること、人類はすべての人権と自由を侵害する恐ろしい残虐行為と前例のない暴力と今なお闘っていること、世界中で人の尊厳が危機にさらされ、人権が悲惨な状況にあること、国連の問題はダブル・スタンダード、政治化、善意の欠如、ジュネーブとニューヨークの分断であることなどが指摘され、すべての国連加盟国に対して、尊厳と人権が確保された世界を築くよう求められた。

人権理事会 対外債務と人権に関する専門家が発言

2018/02/28

国連人権高等弁務官事務所

対外債務と人権に関する独立専門家が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。緊縮措置が人権にもたらす悪影響をもちや無視してはならない。金融危機時の経済措置の悪影響については十分に立証され、数十年も前から分かっているにもかかわらず、同じ過ちが繰り返されている。経済改革の策定・実施の際に人権が果たす役割が効果的に組み込まれていない。経済・財政運営は政府の中心機能であり、政府の人権義務と密接に関連する。予算削減によってどの程度人権が悪化するかは、協議相手、優先順位、予算削減方法によって決まる。最終的に、予算削減によって現在の不平等がさらに悪化しないか、誰が最も影響を受けるかを問うことが必要である。税の正義も緊急の人権問題である。有意義な変化を起こすには、我々が税の国際的側面と人権との密接な関わりを重視し、すべての国が脱税、税金詐欺、税の不透明性について、国内・国際的に取り組むことが必要である。

拷問禁止委員会 庇護希望者の権利に関する新指針を公表

2018/02/28

国連人権高等弁務官事務所

拷問禁止委員会は、拷問等禁止条約 3 条に関する一般的意見第 4 号を策定した。条約 3 条には、ノン・ルフールマンの原則、すなわち拷問を受けるおそれがある国への追放・送還・引渡しの禁止が規定されている。一般的意見は、各国政府が 3 条の義務を履行するための指針を規定している。庇護希望者が出身国に戻った場合に拷問・虐待の危険にさらされるかどうかを政府が判断する手助けとなり、政府が留意すべき危険要素に関するチェックリストが含まれている。チェックリストはまた、出身国に送り返される可能性のある人々が、帰国後の危険を当局に主張する際の手助けにもなる。チェックリストには留意すべき点として、例えば、拷問犠牲者などはしばしば、回避や解離などの様々な症状を引き起こす PTSD を患い、そのために手続中に詳細について述べられなくなったり、一貫性のある話ができなくなることが挙げられている。